

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係  
る高速道路利便増進事業に関する計画

平成20年 9月29日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
本州四国連絡高速道路株式会社

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成する高速道路利便増進事業に関する計画（以下「計画」という。）である。

## 1 高速道路利便増進事業

法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業の内容は以下のとおり。

### (1) 平日夜間割引

#### (イ) 割引をする自動車

次の①から③に定める通行をするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）のうち中型車、大型車及び特大車。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

#### ① 一般国道28号（以下「神戸淡路鳴門自動車道」という。）

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

(a) (ニ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ニ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路インターチェンジを除く。）を流出又は同②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路インターチェンジを除く。）から流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ニ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路島南インターチェンジを除く。）を流出又は同②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路島南インターチェンジを除く。）から流入し、同③に定めるインターチェンジを流出。

(d) (ニ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出。

(e) (ニ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

- b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に通行する。
- (a) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）から連続して通行し、(ニ)③に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線（以下「高松自動車道」という。）から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
- (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ニ)②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路インターチェンジを除く。）を流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路島南インターチェンジを除く。）を流出。
- (c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ニ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
- ② 一般国道30号（以下「瀬戸中央自動車道」という。）
- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジもしくは坂出インターチェンジから流出又は坂出インターチェンジもしくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に通行する。
- b 山陽自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジもしくは坂出インターチェンジから流出又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に通行する。
- ③ 一般国道317号（以下「西瀬戸自動車道」という。）
- 西瀬戸自動車道（広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く）の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に該当する場合 神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。  
(イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に該当する場合 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率 30%

(ニ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

(2) 平日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

次の①から③に定める通行をする ETC 車のうち中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

- a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に通行する。
  - (a) (ニ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
  - (b) (ニ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)を流出又は同②に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)から流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
  - (c) (ニ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)を流出又は同②に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)から流入し、同③に定めるインターチェンジを流出。
  - (d) (ニ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出。
  - (e) (ニ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
- b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前5時までの間に通行する。
  - (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ニ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェ

ンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ニ) ②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路インターチェンジを除く。）を流出又は高松自動車道から連続して通行し、(ニ) ②に定めるインターチェンジ（ただし、淡路島南インターチェンジを除く。）を流出。

(c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ニ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジもしくは坂出インターチェンジから流出又は坂出インターチェンジもしくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に通行する。

b 山陽自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジもしくは坂出インターチェンジから流出又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前5時までの間に通行する。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道（広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く）の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に該当する場合 神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に該当する場合 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率 50%

(ニ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

(3) 休日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

①又は②に定める通行をするETC車のうち軽自動車等及び普通車。

- ① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に通行する。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前9時から午後6時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率 50%

## 2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

	高速道路貸付料の額の減額 (百万円)	
	平成20年度	平成21年度
本州四国連絡高速道路株式会社	2,228	2,589

### 3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （%）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
第463回本州四国 連絡橋債券	4,588	4,540	48 <sup>（注1）</sup>	2.10	平成21年3月27日 3月27日 9月27日

（注1）承継額に含まれる利息は、平成20年9月28日から平成21年3月27日までに発生する額を計上。

（注2）上表の額は単位未満を端数処理している。

### 4 計画期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日まで。

### 5 実施体制

- （1）機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- （2）会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- （3）機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果等を国土交通省へ報告し、必要に応じて計画の変更等を行う。

### 6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。